

(注意書)

## 暴力団員等に該当しない旨の**陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

### 住民票 (個人の場合)

### 資格証明書 (法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

### 宅地建物取引業の免許証の写し(宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

### ◆ ◆ ◆ 陳述書を記載するにあたっての注意 ◆ ◆ ◆

※該当する口にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用) 前橋地方裁判所桐生支部 執行官 殿		
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年( )第 号
物件番号		
陳述	<input type="checkbox"/> 私は、暴力団員等ではありません。	
	<input type="checkbox"/> 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受する者ではありません。	
	<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりで(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	

他者から資金を渡されるなどして買受けの申出をする場合のみチェックが必要です。

※原則チェックは不要です。

※法人用、法定代理人用も同様です。

## 期間入札の公告

令和 6年 3月14日

前橋地方裁判所桐生支部民事執行係

裁判所書記官 中曾根 淳 史

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

## 記

入札期間	令和 6年 4月11日から 令和 6年 4月18日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 6年 4月25日 午前10時00分 場 所 前橋地方裁判所桐生支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 5月16日 午前10時00分 場 所 前橋地方裁判所桐生支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 6年 5月 2日 午前10時00分から 令和 6年 5月 2日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 3月14日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和5年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1,2	1,990,000 1,592,000	一括	398,000	21,155	5,007
1	1,050,000				
2	940,000				
備考					



## 物 件 目 録

- 1 所 在 桐生市平井町  
地 番 1130番34  
地 目 宅地  
地 積 212.13平方メートル
- 2 所 在 桐生市平井町 1130番地34  
家屋 番号 1130番34  
種 類 居宅 診療所  
構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
床 面 積 69.88平方メートル  
(現況)  
床 面 積 約86.44平方メートル

## 物 件 明 細 書

令和 6年 1月31日

前橋地方裁判所桐生支部民事執行係

裁判所書記官 中曾根 淳 史

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

- ・南側隣接地（地番1 13 0 番 2 2）との境界が判然としない。
- ・売却対象外の南側隣接地（地番1 1 3 0 番 2 2）を通路として利用していると思われる。

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



- ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
  - 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



## 物 件 目 録

- 1 所 在 桐生市平井町  
地 番 1 1 3 0 番 3 4  
地 目 宅地  
地 積 2 1 2 . 1 3 平方メートル
- 2 所 在 桐生市平井町 1 1 3 0 番地 3 4  
家屋 番号 1 1 3 0 番 3 4  
種 類 居宅 診療所  
構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
床 面 積 6 9 . 8 8 平方メートル  
(現況)  
床 面 積 約 8 6 . 4 4 平方メートル



令和 5 年(又)第 5 号  
令和 5 年12月14日受理  
令和 6 年 1 月18日提出

# 現況調査報告書

前橋地方裁判所桐生支部

執行官 黒 澤 美 和 ㊟

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



## 物 件 目 録

- |   |       |                       |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 所 在   | 桐生市平井町                |
|   | 地 番   | 1 1 3 0 番 3 4         |
|   | 地 目   | 宅地                    |
|   | 地 積   | 2 1 2 . 1 3 平方メートル    |
| 2 | 所 在   | 桐生市平井町 1 1 3 0 番地 3 4 |
|   | 家屋 番号 | 1 1 3 0 番 3 4         |
|   | 種 類   | 居宅 診療所                |
|   | 構 造   | 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建       |
|   | 床 面 積 | 6 9 . 8 8 平方メートル      |



不動産の表示	「物件目録」のとおり														
住居表示	群馬県桐生市平井町3番45号														
土地	物件 1														
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件 1 ) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件 )														
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)														
その他の事項															
建物	物件 2														
種類、構造及び床面積の概略	<input type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる( <input checked="" type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input checked="" type="checkbox"/> 床面積: 約86.44平方メートル														
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種類:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積:</td> </tr> </table>			{	種類:		構造:		床面積:						
{	種類:														
	構造:														
	床面積:														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が居宅として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)														
その他の事項															
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成</td> <td>年( )第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>			[	地方裁判所	支部	平成	年( )第	号		保管開始日	平成	年	月	日
[	地方裁判所	支部	平成	年( )第	号										
	保管開始日	平成	年	月	日										
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 桐生市上下水道事業管理者総務課職員	(令和6年1月11日に聴取した。) 1 物件2は、現在水道供給契約がなされています。契約者はAです。 2 南側隣接地上(地番1130番22)の建物の水道供給契約者もAです。

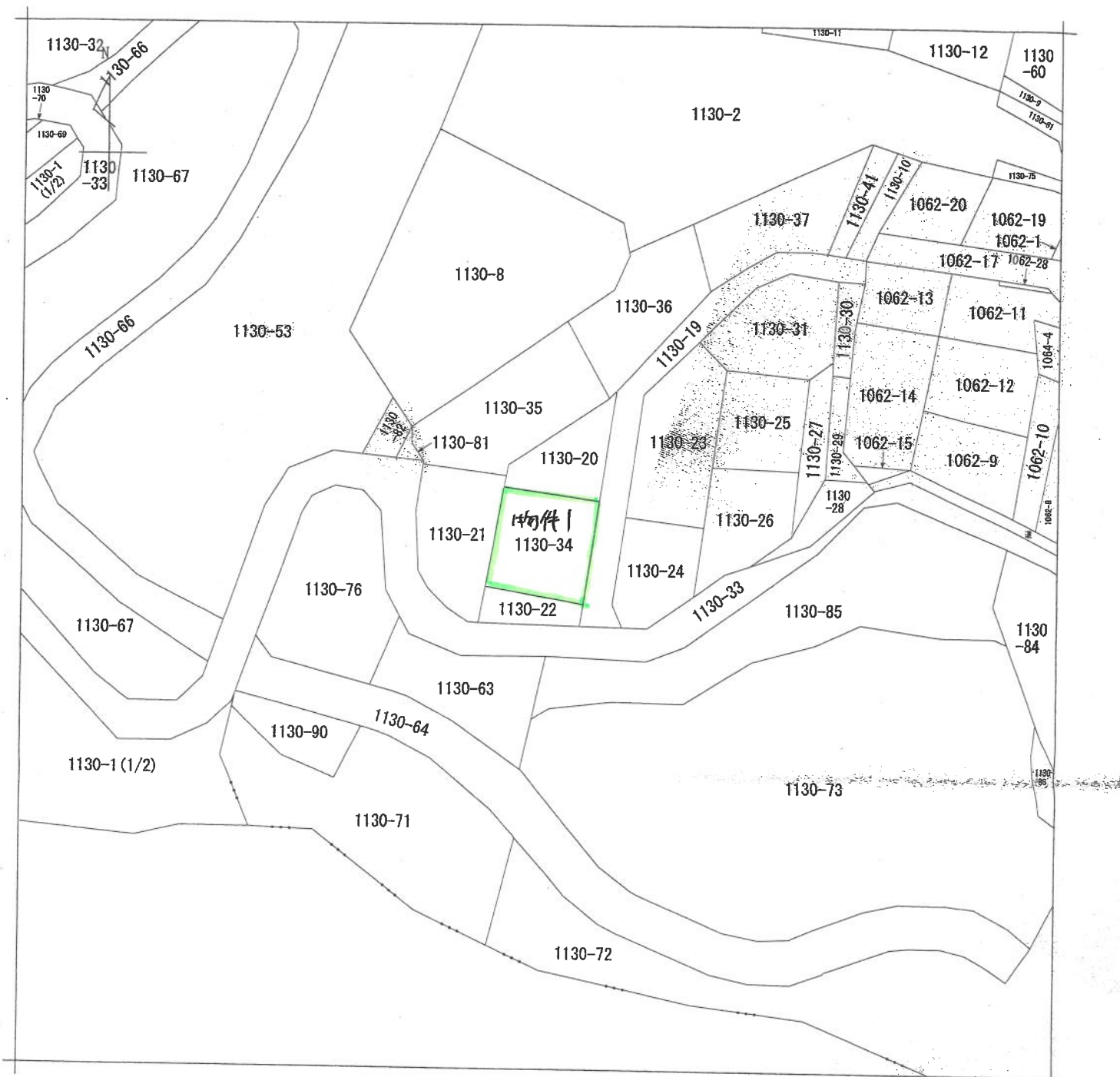
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
(3枚目)

## 執行官の意見

- 1 物件1上に物件2以外に登記された建物は存在しない。
- 2 物件1上に登記された建物は存在しない。
- 3 物件1の南側隣接地（地番1130番22）との境界位置が判然としないため、前記南側隣接地上の建物が物件1へ越境している可能性がある。
- 4 物件1は東側市道に面しているが、市道より約1メートル高く接している。このため、出入りは南側隣接地（地番1130番22）を利用していると思われる。
- 5 物件2の床は、へこむ部分はいくつかある。
- 6 物件1上に土地の定着物である外灯が存在する。

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和5年12月14日 (木) 10:50-11:00	■物件所在地	■基礎調査
令和5年12月14日 (木) 14:10-14:20	■前橋地方法務局 桐生支局	■登記事項要約書交付申請
令和5年12月22日 (金) 11:20-11:30	■桐生市役所	■間取図交付申請
令和5年12月28日 (木) 9:40-10:30	■物件所在地	■立入調査 ■占有調査 ■写真撮影
令和6年1月11日 (木) 13:55-14:10	■桐生市役所	■水道局で水道供給契約について調査
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p>■ 令和5年12月28日 目的物件は不在かつ無施錠であったので、立会人Bを立ち合わせ建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p>■ 令和5年12月28日 評価人同行</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
(5枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



## A3をA4に縮小コピー

請求部分	所在		桐生市平井町		地番	1130番34		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年11月22日  
前橋地方法務局桐生支局

地図整理番号：M07523

登記官

(1/1)

( 6 枚目 )

登記年月日：昭和43年4月27日

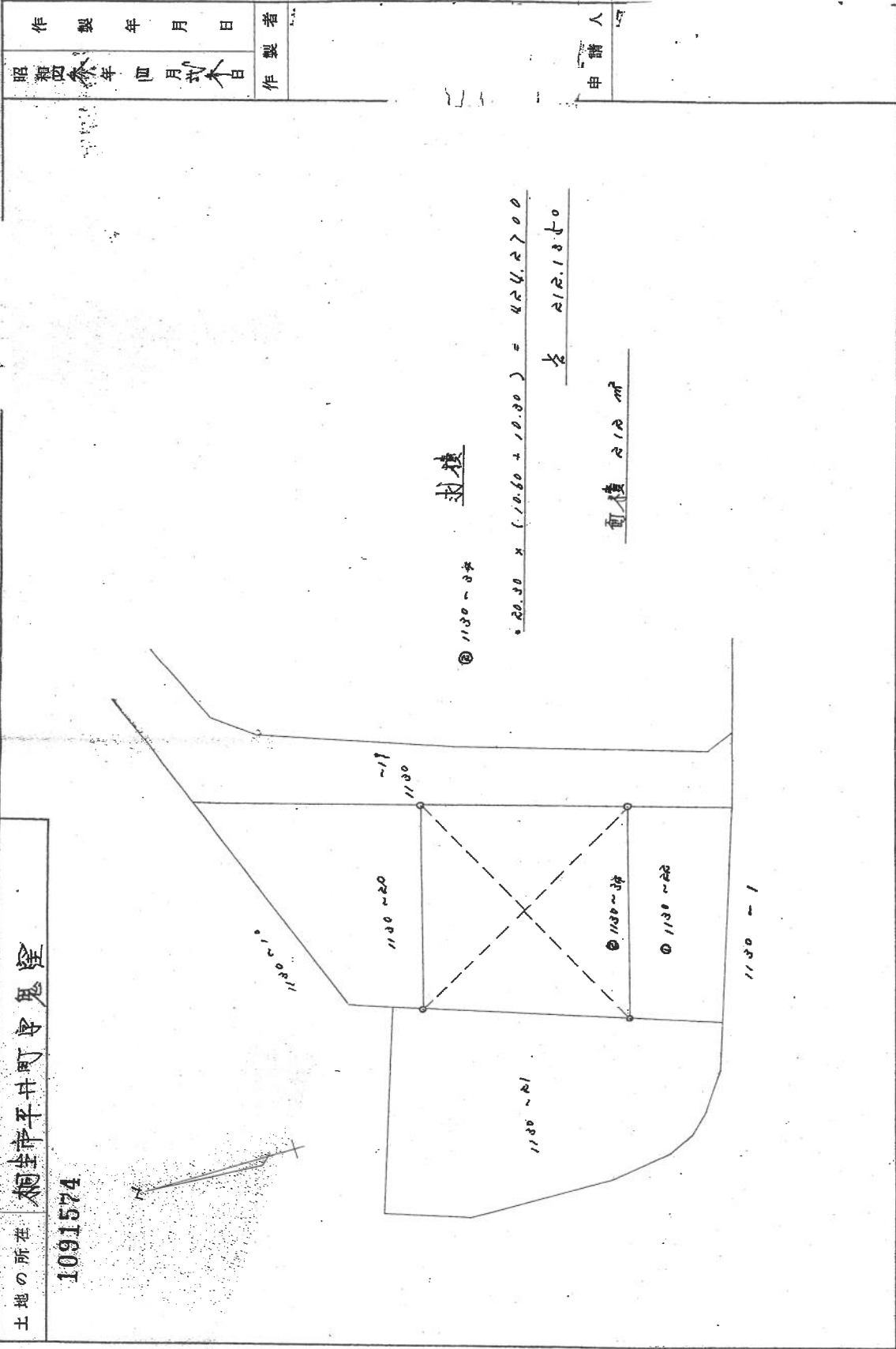
43.4.27

地番 1130-34 1130-22

土地の所在 相生市平井町宇鬼窪

1091574

地積測量図



縮尺 1/300

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

A3をA4に縮小コピー

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和5年11月22日 前橋地方建設局相生支局

登記官

(7枚目)

地図整理番号：M07524

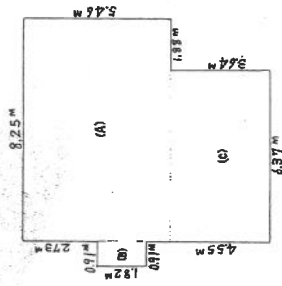
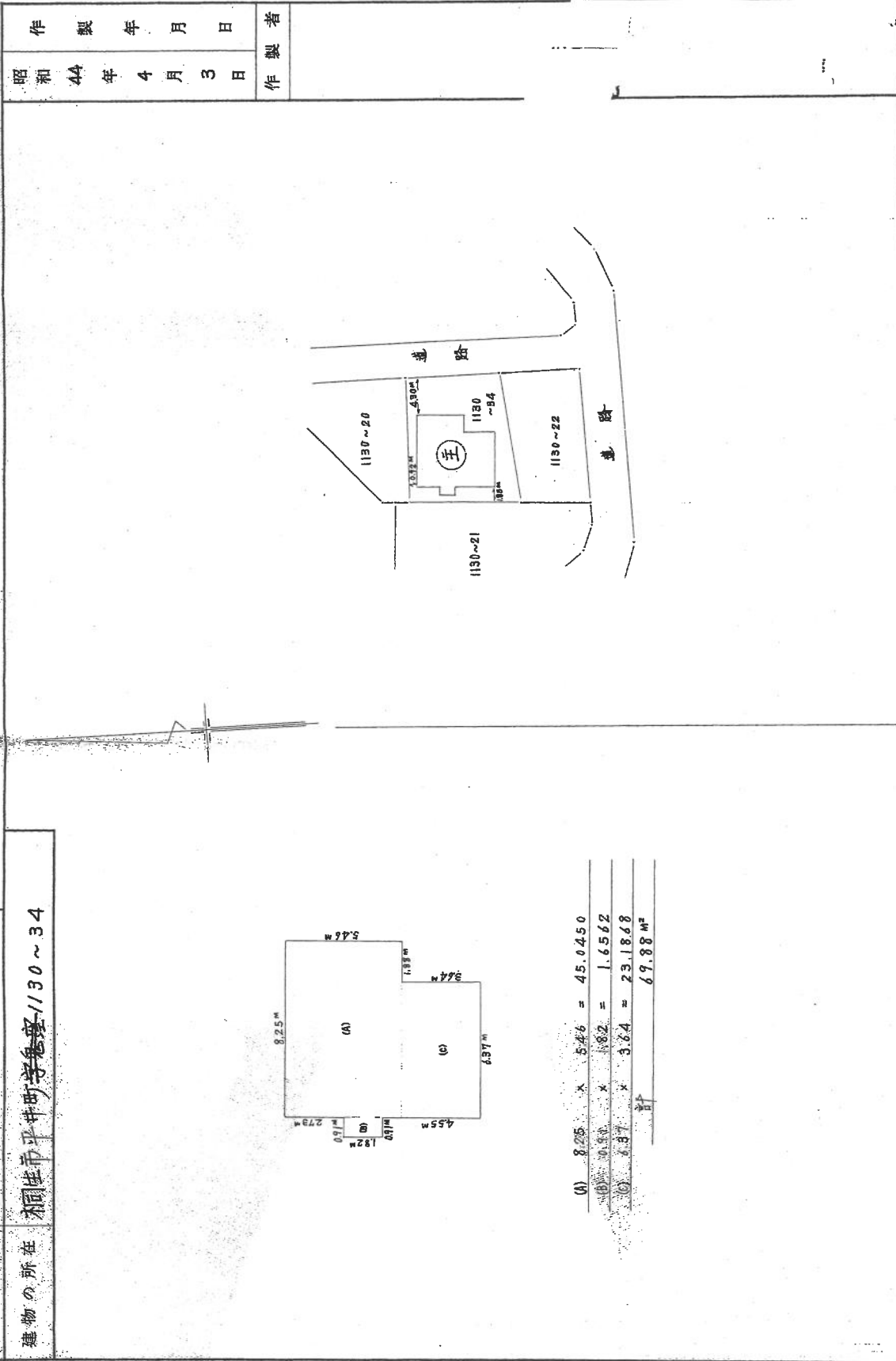
登記年月日：昭和44年4月4日

昭和四十四年四月四日

S 44.4.4

建物平面図

家屋番号	1130~34
建物の所在	桐生市平井町寺尾塚1130~34



(A)	8.25	x	5.46	=	45.0450
(B)	0.91	x	1.82	=	1.6562
(C)	4.87	x	3.84	=	23.1868
計					69.888

(全国土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺	1/200	1/500
----	-------	-------

A3をA4に縮小コピー

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年11月22日 前橋地方支庁 桐生支局

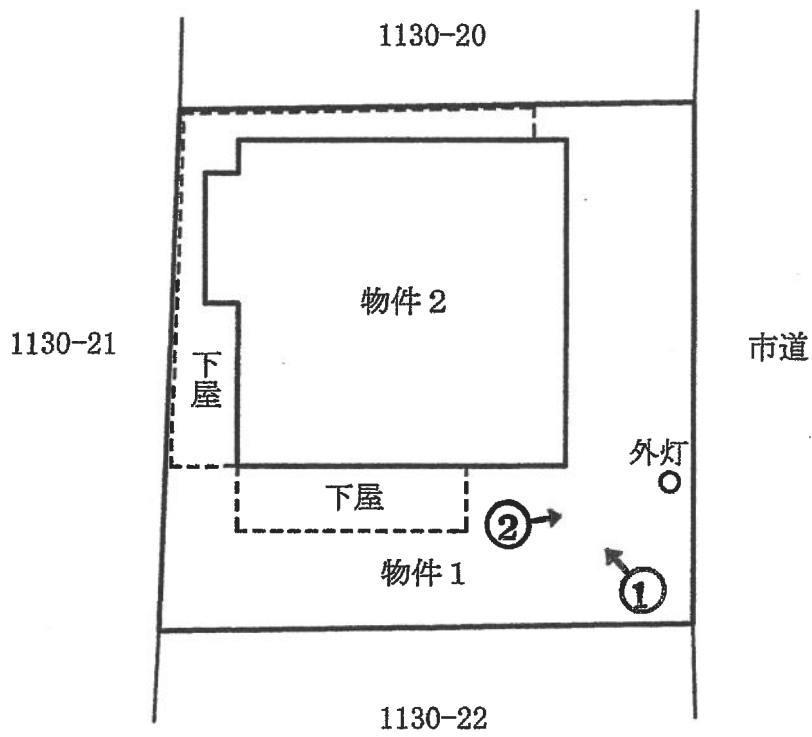
登記官



土地建物位置関係図



←○写真撮影位置・方向

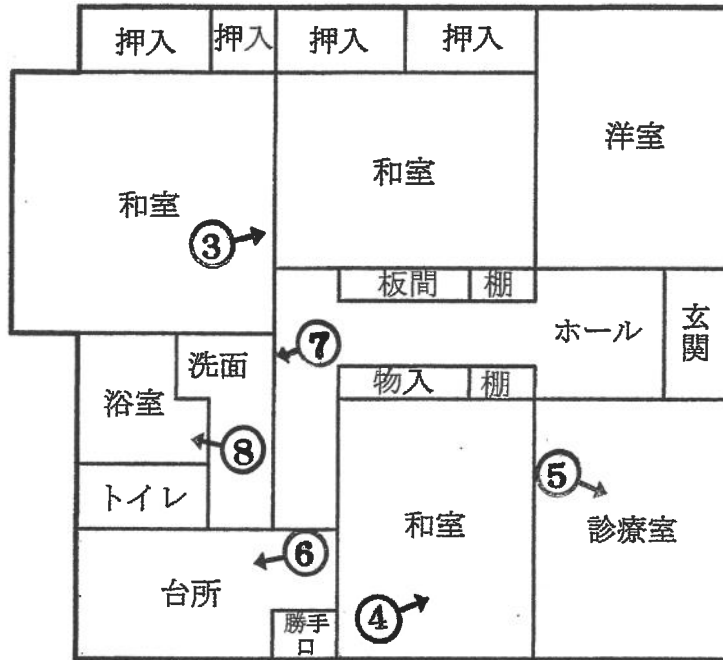


# 建物間取図



←○写真撮影位置・方向

物件2



1



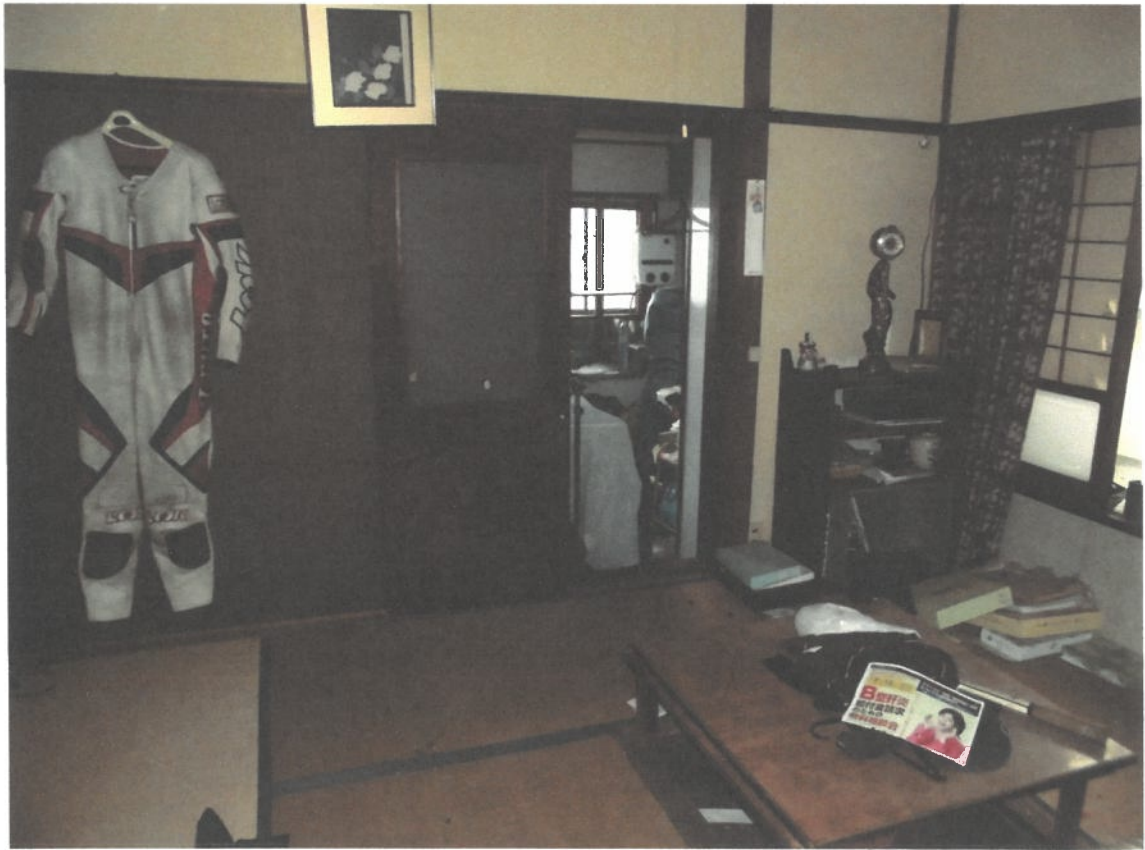
2



(11枚目)



3

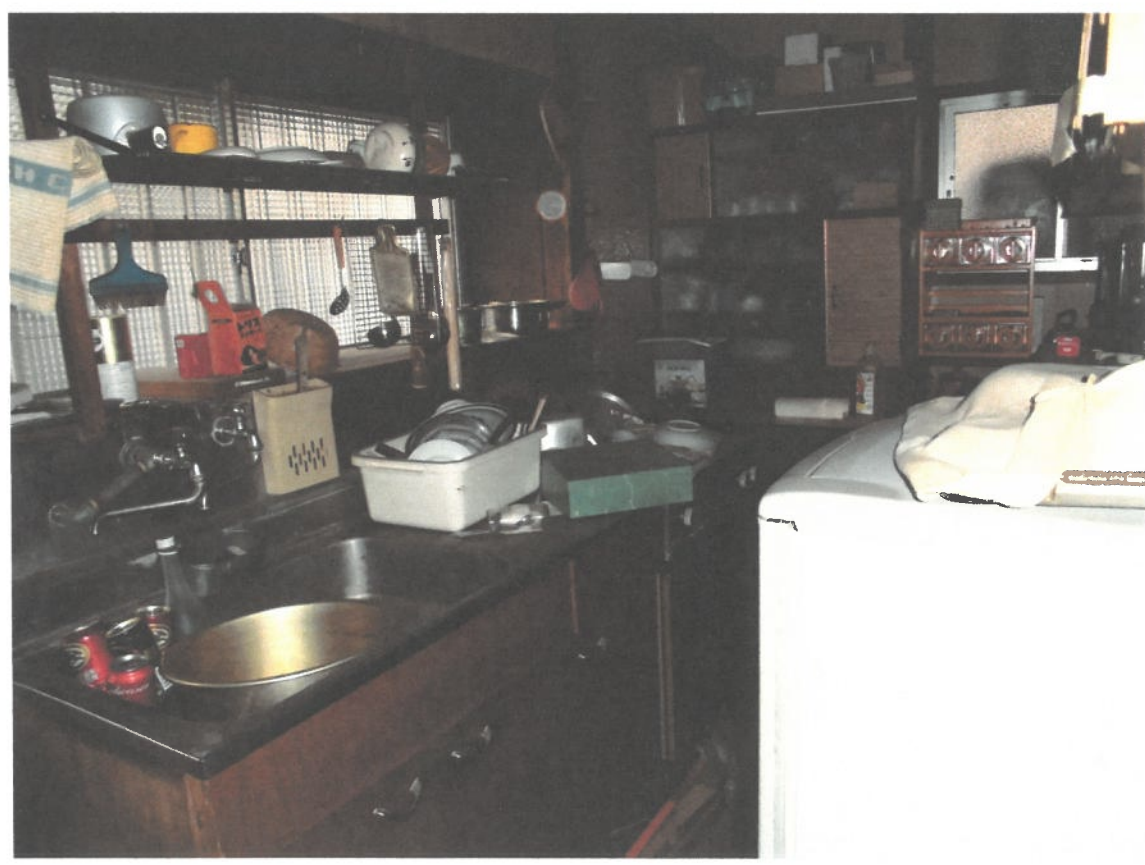


4





5



6



7



8

令和 5 年 (又) 第 5 号  
令和 5 年 12 月 28 日 現地調査  
令和 6 年 1 月 26 日 評価

前橋地方裁判所 桐生支部 御中

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士  
西尾 直人 印

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 1,990,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 1,050,000 円
物件2 (建物)	金 940,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条 本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。



### 第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 積	桐生市平井町 1130番34 宅地 212.13m <sup>2</sup>	同左
2	家屋番号 種類 構造 床面積	桐生市平井町 1130番地34 1130番34 居宅 診療所 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建 69.88m <sup>2</sup>	約86.44m <sup>2</sup>
番号	特記事項		
	特になし		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR両毛 桐生 駅 北東方 約 2.7 km （道路距離）	
付近の状況	山林が広がる中に一般住宅等が建ち並ぶ東方へ下り傾斜地の住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種住居地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	—
その他の規制	宅地造成等工事規制区域	
画地条件	規模	212.13 m <sup>2</sup>
	形状	ほぼ正方形
	間口・奥行	間口 約 14.5 m      奥行 約 14.6 m
	地勢	ほぼ平坦地
接面道路の状況	東側 3.8～4.0m（認定幅員） 市道 より約1m高く接している。桐生市役所建築指導課によると、現況幅員が4m以上あれば建築基準法第42条1項1号道路であるが、4m未満の場合は42条1項5号道路（昭和41年12月13日指定/第85号）への復元が必要になるとのこと。現況幅員4m未満かつ42条1項5号道路への復元が行われない場合は、接道義務（建築基準法上の道路に2m以上接すること）を充たさなくなるので復元方法等について事前に確認されたい。 中間画地	
土地の利用状況等	範囲	物件1の土地
	利用状況	物件2建物の敷地
	占有者	所有者
	利用権原	法定地上権
	土地最優先担保権	—
	建物最優先担保権	—
	差押時建物存否	存在
	土地建物所有者	同一人
	建物新築時期	昭和43年12月20日
	件外建物	特記事項記載のとおり、南側隣接地上の建物が本土地へ越境している可能性がある。
隣地等	市道、住宅等	
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
		桐生市下水道課によると、東側市道に本管は敷設されているものの本土地への引込みはない可能性があるとのこと。
（注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常のコストで敷地内への引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		

特記事項	土 壤 汚 染	水質汚濁防止法による有害物質使用特定施設の届出は無く、土壤汚染対策法による区域指定も無かった。また、不動産登記簿及び古地図によると、土壤汚染が存する端緒は確認できなかつた。よつて、土壤汚染リスクの可能性は低いと思われる。
	埋 蔵 文 化 財	埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南側隣接地（1130番22）との境界位置が判然としない。境界位置によつては、南側隣接地上の建物が本土地へ越境している。</li> <li>・本土地は東側市道より約1m高く接しており、出入りは南側隣接地を利用している。</li> <li>・本土地は土砂災害警戒区域に該当し、南側隣接地は土砂災害特別警戒区域に該当している。</li> <li>・土地定着物である外灯が本土地上に存在する。</li> </ul>

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区分	主である建物	
建築時期及び経済的 残存耐用年数	新築年月日	昭和43年12月20日（全部事項証明書）
	経過年数	55.1年
	経済的残存耐用年数	0.0年
仕様	構造	木造
	屋根	瓦・亜鉛メッキ鋼板葺
	外壁	リシン吹付等
	内壁	繊維壁、合板等
	天井	化粧合板、石膏ボード等
	床	畳、パーケットフロア等
	設備	電気、給排水等
	その他	なし
床面積（現況）	1階	約86.44㎡
	延	約86.44㎡
現況用途等	現況用途	居宅診療所
	間取り	附属資料「建物間取図」のとおり。
品等	普通	
保守管理の状況	相当劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床板の損傷等が確認された。</li> <li>・未登記増築されている。</li> </ul>	

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ①建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	23,000	0.77	212.13	0.85	3,190,000

#### ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

公示地	桐生	-	17
-----	----	---	----

公示価格 27,100 円/㎡ × 時点修正 96.9 / 100 × 標準化補正 100 / 102.0 × 地域格差 100 / 112.0 ≒ 標準画地価格 23,000 円/㎡

◇ 時点修正：令和5年1月1日 から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：方位等の画地条件を考慮した。

◇ 地域格差：交通、環境条件格差等を考慮した。

イ 個別格差：方位、高低差、供給処理施設、土砂災害警戒区域、定着物等を考慮して -23% と判定した。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

#### ②建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	151,000	86.44	0.01	130,000

※物件2の価格は、未登記増築部分も考慮して査定した。

#### ウ 現 価 率

番号	a			b	c
	耐用年数に基づく方法 (定率法)による現価率			観察減価法による現価率	現価率
2	経済的全耐用年数	24.0年	0.05	( 1 - 90% )	0.01
	経過年数	55.1年			
	残価率	5%			

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ①土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	3,190,000	0.45 法定地上権	1,440,000

イ 土地利用権等割合は、法的な保護が期待できるか否か並びに建物の性質等を総合的に勘案して判定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	3,190,000	-1,440,000	—	1.00	0.60	1,050,000
2	130,000	+1,440,000	1.00	1.00	0.60	940,000
一括価格 (合計)						1,990,000

ウ 占有減価修正 : 必要なし。

エ 市場性修正 : 必要なし。

オ 競売市場修正 : 「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

公示地 価格【 桐生 ー 17 】

所 在 : 桐生市天神町3-12-49(住居表示)

価 格 : 27,100 円/㎡

位 置 : JR両毛線 桐生 駅 道路距離 約 3.5 km に位置する

価 格 時 点 : 令和5年1月1日

地 積 : 356 ㎡

供給処理施設 : 水道・ガス・下水

接 面 街 路 : 南西側 6.5 m 市道

用 途 指 定 等 : 準工業地域 (建ぺい率 60%, 容積率 200%)

地 域 の 概 要 : 一般住宅が多くアパート等も点在する住宅地域

## 第7 附属資料

位置図

公図写

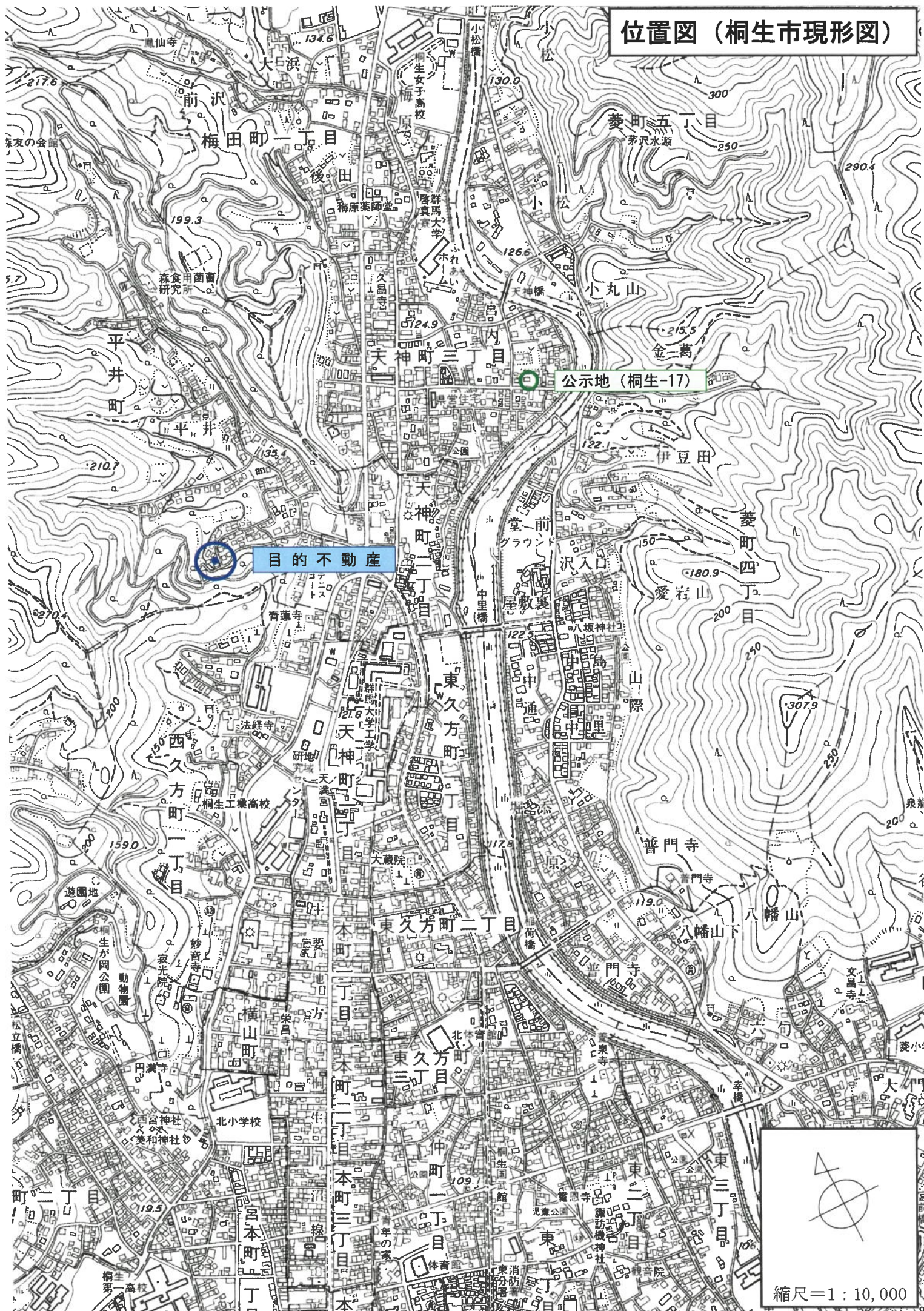
土地建物位置関係図

建物間取図

以 上



# 位置図（桐生市現形図）

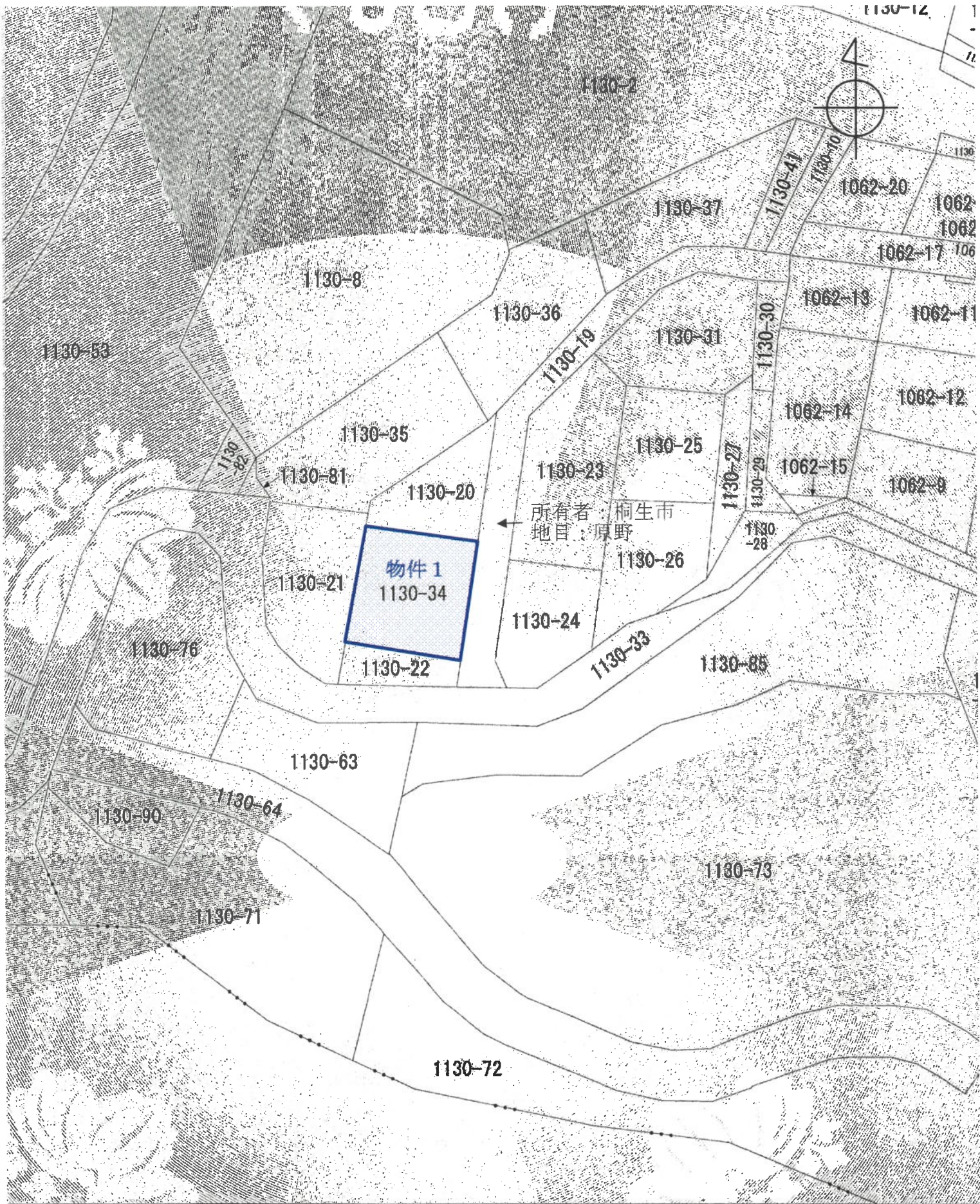


目的不動産

公示地 (桐生-17)

縮尺=1:10,000





所有者：桐生市  
 地目：原野

物件 1  
 1130-34

区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け置及び形状の概略を記載した図面です。

縮尺：600分の1

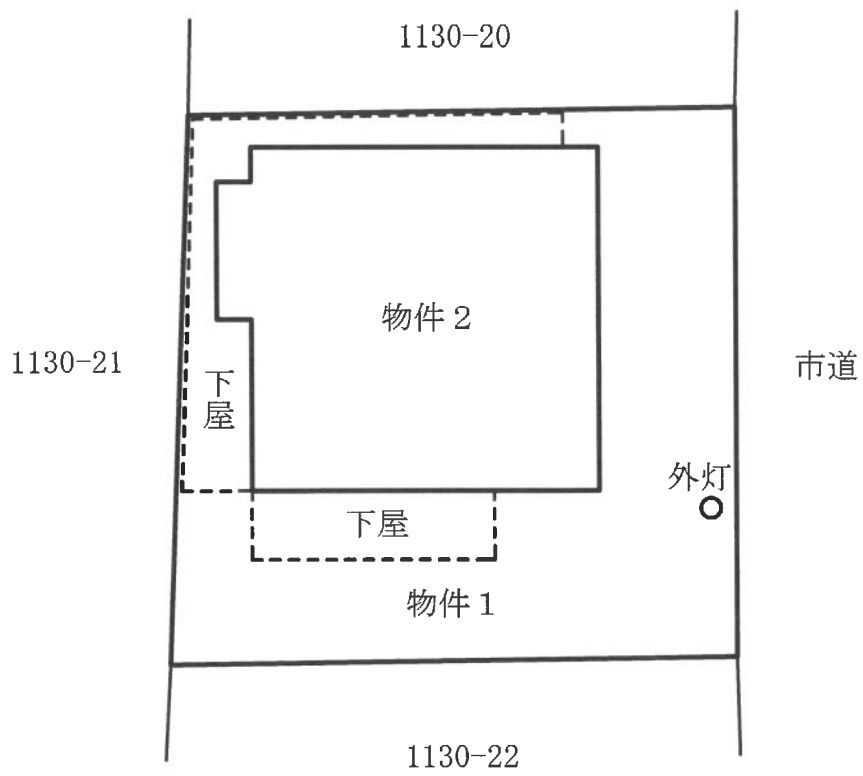
公図写

地番区域見出し

平井町



# 土地建物位置関係図



# 建 物 間 取 図



物件 2

